

第2回研究会 参考資料

- 市町村行動計画のイメージ 1
- 都道府県行動計画のイメージ 3
- 育児休業取得率等の目標値の設定と効果的な促進策の展開 5
- 母性健康管理電話相談窓口 8
- 「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の呼びかけ 10
- 年齢階級別1週間の就業時間 11
- 事業所規模別、勤務時間短縮等の措置の最長利用期間別事業所割合 .. 13
- 看護休暇制度の普及率 14
- ワークシェアリングに関する政労使合意 15
- 職業家庭両立推進者について 17
- 保育所の状況（平成14年4月1日）等について 18
- 認可外保育施設の状況 21

市町村行動計画のイメージ

<総論>

1. 計画の目標
2. 計画の推進体制

<各論>

I 地域における子育ての支援

- 1 保育サービス基盤の拡充
- 2 家庭での子育てを支援する体制の充実
 - (1) 相談・援助体制の充実、ネットワーク化の推進
 - (2) 地域の子育て支援活動の促進、情報提供
 - (3) 児童の虐待への対応と自立支援
 - (4) 子育て家庭の経済的負担の軽減

II 親と子の健康の確保等

- 1 親と子の健康対策の充実
- 2 母子保健医療体制の整備充実
- 3 事故の防止対策などの充実

III 地域における教育環境の整備

- 1 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの推進
- 2 多様な体験活動の充実
- 3 遊びや交流・体験の場の整備
- 4 公園等の環境整備、自然とふれあう空間の整備等による自然体験の推進
- 5 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

IV 子育てと仕事の両立の推進

- 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備
- 2 職場優先の企業風土や固定的な性別役割分業の是正

V その他関連施策

- 1 子育てに関するバリアフリーの推進等
- 2 子育てを視野に入れた住環境の整備
- 3 啓発活動の推進

VI 行動計画の策定プロセス

- 1 子育て支援ニーズ調査の実施
- 2 行動計画の策定委員会の設置
- 3 住民参加の方法

都道府県行動計画のイメージ

<総論>

1. 計画の目標
2. 計画の推進体制

<各論>

I 地域における子育ての支援

- 1 保育サービス基盤の拡充
- 2 家庭での子育てを支援する体制の充実
 - (1) 相談・援助体制の充実、ネットワーク化の推進
 - (2) 児童の虐待への対応と自立支援
 - (3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

II 親と子の健康の確保等

- 1 親と子の健康対策の充実
- 2 母子保健医療体制の整備充実
- 3 事故の防止対策などの充実

III 地域における教育環境の整備

- 1 多様な体験活動の充実
- 2 遊びや交流・体験の場の整備
- 3 公園等の環境整備、自然とふれあう空間の整備等による自然体験の推進
- 4 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

IV 子育てと仕事の両立の推進

- 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備
- 2 職場優先の企業風土や固定的な性別役割分業の是正

Ⅶ その他関連施策

- 1 子育てに関するバリアフリーの推進等
- 2 子育てを視野に入れた住環境の整備
- 3 啓発活動の推進
- 4 若者の安定就労や自立した生活の促進

Ⅷ 行動計画の策定プロセス

- 1 子育て支援ニーズ調査の実施
- 2 行動計画の策定委員会の設置
- 3 住民参加の方法

育児休業取得率等の目標値の設定と効果的な促進策の展開

〈数値目標の設定〉

～目標値を設定することの意義～

子どもを安心して産み育てられるような職場づくりへ向けて、政府・労使を含めた社会全体で運動を展開するためのものであり、今後3年程度を目処に集中的に、産業界への働きかけ、企業への支援、広報・啓発などのあらゆる施策を推進する。

○ 育児休業取得率

配偶者が出産した男性労働者の育児休業取得率 10% (約10万人)
(平成11年度、0.55%)

出産した女性労働者の育児休業取得率 80% (約14万人)
(平成11年度、57.9%)

・ 目標の考え方

男性の取得率…子育て層の男性のうち、「機会があれば育児休業を取得する」と考えている者の割合7.4%を越える10%を目標とする。

女性の取得率…「職場の雰囲気」を理由に育児休業の取得を断念した者の割合(43%)をゼロとした場合の数字(76%)を超える80%を目標とする。

○ 子どもの看護休暇制度の普及率 25% (平成11年度、11.2%)

○ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25% (平成11年度、9.2%)

(※勤務時間短縮等の措置…短時間勤務制度、フレックスタイム制など子育てのための時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる制度)

・ 目標の考え方

育児休業の義務化直前の普及率が21.9%であったことを参考に、それぞれ25%を目標とする。

○ 男女別育児休業取得率（平成 11 年度）

休業を開始した者の男女比		出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
女性	男性		
97.6 (97.6)	2.4 (2.4)	57.9 (56.4)	0.55 (0.42)

○ 家族看護休暇制度の普及率（平成 11 年度）

11.2%
(8.0%)

○ 3歳以上の子を対象とする勤務時間の短縮等の措置の普及率（平成 11 年度）

9.2%
(7.0%)

資料出所：労働省「女性雇用管理基本調査」（平成 11 年度）

※調査対象は 5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法で抽出した 9,885 事業所（有効回答数 6,990 回収率 70.7%）。

注）数字はいずれも規模 30 人以上事業所の数字。（ ）内は規模 5 人以上事業所の数字。

- 平成12年度のこども未来財団の調査によれば、子育て層の男性に育児休業の意向を聞いたところ、7.4%が「是非機会があれば育児休業を取得する」と答えている。

男性本人が育児休業を取得する意向(子育て層)

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① ぜひ機会があれば育児休業を取得する | 7.4% |
| ② 取得する希望はあるが、現実的には難しい | 36.0% |
| ③ 取得するつもりはない・取得できない | 30.7% |
| ④ 今後子どもを持つつもりはない | 21.2% |
| ⑤ 無回答 | 2.4% |

(平成12年度(財)こども未来財団「子育てに関する意識調査事業調査報告書」)

- 平成12年に行った女性労働協会調査によると育児休業を取得しなかった女性労働者に、育児休業制度を利用しなかった理由についてきいた結果の上位5位は次のとおりとなっている。

(複数回答)

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 「職場の雰囲気」 | 43.0% |
| ② 「収入減となり、経済的に苦しくなる」 | 40.2% |
| ③ 「保育所等に預けることができた」 | 27.1% |
| ④ 「仕事に戻るのが難しそうだった」 | 23.8% |
| ⑤ 「仕事が忙しかった」 | 22.0% |

(平成12年(財)女性労働協会)



つわりがひどくて、朝のラッシュが
つらいわ。仕事に気分が悪くなるこ
ともあるし…。

どこか気軽に相談できる場所は
ないかしら？



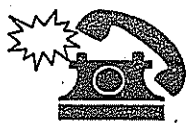
工場勤務の〇〇さんが、この
度妊娠したそうさ。

職場ではどんなことに気を
つければいいのかなあ…？

事業主、働く女性の皆さん、こんな時には・・・

母性健康管理電話相談

を利用しましょう！






事業主や働く女性の皆さんからの

母性健康管理に関する相談に

産婦人科の先生が電話で応じてくれます。



-  相談は無料です。
-  秘密は固く守られます。
-  相談受付電話番号等は裏面をご覧ください。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
(社) 日本母性保護産婦人科医会

男女雇用機会均等法では、母性健康管理の措置に関する事業主の義務を定めています

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。(法第22条)

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査を受け、主治医等から指導を受けた場合は、その女性労働者がその指導を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。(法第23条)

★男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等についてのお問い合わせは、各都道府県労働局雇用均等室まで。

母性健康管理電話相談窓口一覧

(下記の受付時間外でも相談に応じる場合があります。まずはお電話を！)

都道府県名	相談受付		電話番号	都道府県名	相談受付		電話番号
	曜日	受付時間			曜日	受付時間	
北海道	火、水	9:00~12:00	011-231-7662	滋賀	木	9:00~12:00	077-521-8161
青森	水	13:00~16:00	017-726-8261	京都	火	14:00~17:00	075-491-0203
岩手	火	9:00~12:00	0195-23-3252	大阪	木	10:00~14:00 (12~13時休み)	06-6768-5774
宮城	木	9:00~12:00	022-715-9050	兵庫	火、木	9:00~12:00	078-366-0554
秋田	月	14:00~17:00	018-829-5000	奈良	月	9:00~12:00	0742-33-3338
山形	水	9:00~12:00	023-631-4350	和歌山	火	9:00~12:00	0739-22-0019
福島	水	9:00~12:00	024-534-6411	鳥取	水	14:00~17:00	0859-22-3570
茨城	水	13:00~16:00	029-241-6277	島根	金	9:00~12:00	0852-25-2188
栃木	火	14:00~17:00	028-622-9119	岡山	水	9:00~12:00	086-272-3225
群馬	火	9:00~12:00	027-231-5311	広島	金	9:00~12:00	082-232-7211
埼玉	木	13:00~16:00	048-824-2719	山口	火	9:00~12:00	083-922-2510
千葉	木	13:00~16:00	043-245-3551	徳島	火	9:00~12:00	088-622-5221
東京	月~金	9:00~12:00	03-3269-4695	香川	火	9:00~12:00	087-863-7325
神奈川	火	13:00~16:00	045-753-0311	愛媛	火	9:00~12:00	089-941-1597
新潟	水	9:00~12:00	025-223-6381	高知	金	9:00~12:00	088-824-8366
富山	月	12:00~15:00	076-429-4466	福岡	火	9:00~12:00	092-431-4564
石川	水	9:00~12:00	076-263-6755	佐賀	木	14:00~17:00	0952-23-2638
福井	木、金	9:00~12:00	0776-24-0387	長崎	土	9:00~12:00	0957-22-0678
山梨	火	9:00~12:00	055-228-8385	熊本	水	9:00~12:00	096-344-3322
長野	火	9:00~12:00	0263-72-5557	大分	木	9:00~12:00	097-537-2128
岐阜	土	9:00~12:00	0572-57-6906	宮崎	金	9:00~12:00	0985-22-5118
静岡	火	9:00~12:00	054-245-0134	鹿児島	木	9:30~12:30	099-254-8121
愛知	水	13:00~16:00	052-264-0301	沖縄	水	9:00~12:00	098-863-4103
三重	木	9:00~12:00	059-224-7321				

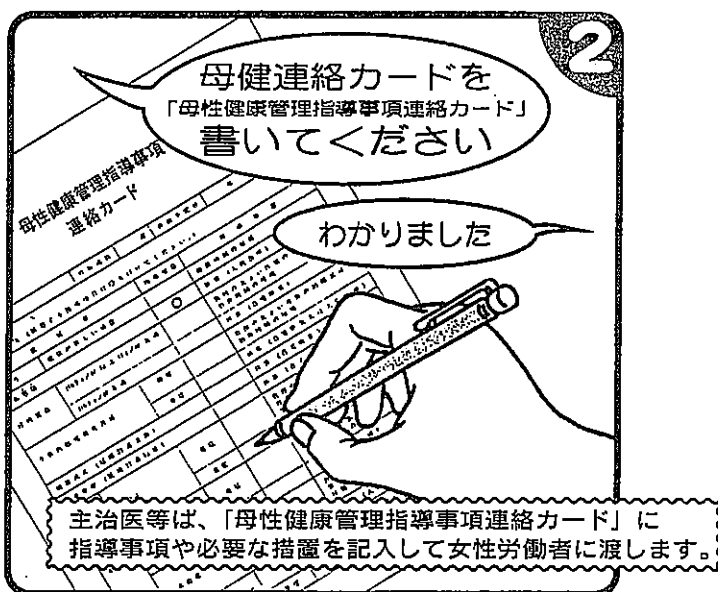
(相談受付は、原則として50人未満事業所の方を対象としています。)

< この事業は、厚生労働省が(社)日本母性保護産婦人科医会に委託して実施しているものです。 >

働く女性・事業主・医師・助産師のみなさん

男女雇用機会均等法では、事業主に対して、妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施（妊産婦のための健康診査等が受けられるよう時間を確保すること及び主治医等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）を義務づけています。

「母性健康管理指導事項連絡カード」は、妊娠中及び出産後の女性労働者が主治医等から受けた指導事項及び必要な措置を、事業主が正確に知るためのカードです。



「母性健康管理指導事項連絡カード」は

- このリーフレットに記載されている様式をそのまま使うことができます。
(コピーして使用しても差し支えありません。)
- 厚生労働省ホームページから様式をダウンロードすることができます。
(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>)
- 平成14年度から使用されるほとんどの母子健康手帳に様式が記載されています。